

枚方市地域LED防犯灯新設等補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、枚方市地域LED防犯灯新設等補助金（以下「補助金」という。）について、枚方市地域LED防犯灯新設等補助金交付要綱（令和7年10月31日 枚方市要綱第41号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 防犯協議会支部長 各防犯協議会支部に置かれ、当該小学校区コミュニティ協議会が推薦した者をいう。（以下、「支部長」という。）
- (2) 公衆街路灯契約 要綱第3条第1項第5号に定める公衆街路灯契約は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に掲げる電気事業者が発行する電気料金請求内訳書等において、契約種別がA(2*)、B(3*)又はC(4*)で記載される契約をいう。

(申込みの方法)

第3 要綱第4条に定める補助対象者（以下「申込者」という。）は、枚方市地域LED防犯灯新設等補助金の交付を受けようとする場合は、枚方市地域LED防犯灯新設等補助金交付申込書を、補助対象行為を行う前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 当該補助対象行為に係る見積書
- (4) 防犯灯位置図(当該補助対象行為を行う防犯灯の位置を記載したもの)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に定める申込書の提出は、申込者が属する支部の支部長を通じて行うものとする。ただし、申込者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治連合会及びマンション管理組合である場合はこの限りではない。

(申込みの時期)

第4 申込みの時期は、随時行うものとし、当該補助対象行為の属する会計年度内(当該年4月1日から翌年3月31日までの間)とする。

(様式)

第5 この要領で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(申込みの取下げ)

第6 枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号)(以下「規則」という。)第9条の規定による申込みの取下げは、規則第8条の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに行わなければならない。

2 前項に定める取下申出書の提出は、申込者が属する支部の支部長の確認を得たうえで行うものとする。ただし、申込者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治連合会及びマンション管理組合である場合はこの限りではない。

(承諾事項)

第7 規則第 12 条各号に該当する場合は、「枚方市地域LED防犯灯新設等補助金変更等申出書」を行う前に市長に提出し、承諾を得なければならない。なお、交付決定額にかかわる変更については、申込者が属する支部の支部長の確認を得たうえに提出するものとする。ただし、申込者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治連合会及びマンション管理組合である場合はこの限りではない。

2 前項に定める申出書の提出は、補助対象行為を行う前に市長に提出しなければならない。ただし、申込者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治連合会及びマンション管理組合である場合または市長が特に認める場合はこの限りではない。

(実績報告)

第8 申込者は、規則第 15 条の規定による実績の報告を、補助対象行為が完了した日の翌日から起算して 30 日以内または当該補助金に係る予算に係る履行期限の日のどちらか早く到来する日までに提出しなければならない。

2 前項に定める枚方市地域LED防犯灯新設等補助金交付実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)防犯灯位置図(当該補助対象行為を行った防犯灯の位置を記載したもの)
- (2)当該補助対象行為の費用を証明する書類(領収書等)
- (3)当該補助対象行為を証する写真
- (4)前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に定める実績報告書の提出は、申込者が属する支部の支部長の確認を得たうえで行うものとする。ただし、申込者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治連合会及びマンション管理組合である場合はこの限りではない。

(補助金の交付の請求)

第9 規則第 16 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた申込者は、市長が指定する期日までに補助金交付請求書を提出するものとする。

2 前項に定める補助金交付請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)補助金を受領する取引金融機関預金口座を証するものの写し(通帳の写し等)
- (2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実地調査)

第 10 市長は、枚方市地域LED防犯灯新設等補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は申込者に必要な書類の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第 11 申込者は補助対象行為の収支の状況を明らかにした帳簿を整備し、かつ、それらの帳簿書

類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。なお、特段の事情がない場合は、最大10年間の保管に努めるものとする。

(その他)

第12 補助対象行為に係る道路占用許可等、各種必要な許可を受けること。許可申請は申込者でおこなうこと。

第13 要綱別表に定める支部毎の予算は、次のとおりとする。

補助対象行為	支部毎の予算
新設	・60,000円/1支部 ・専用柱を設置する場合の加算 60,000円/1支部
修繕	15,000円/1支部

取替(単位:円)

	支部	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1	枚二	2,398,000	2,398,000	2,134,000	1,562,000	946,000	418,000
2	枚方	2,288,000	2,288,000	2,112,000	1,518,000	968,000	396,000
3	伊加賀	1,606,000	1,606,000	1,386,000	1,034,000	682,000	330,000
4	さだ	2,442,000	2,420,000	2,156,000	1,628,000	1,012,000	506,000
5	さだ東	1,628,000	1,628,000	1,496,000	1,012,000	638,000	286,000
6	さだ西	1,628,000	1,628,000	1,496,000	1,122,000	770,000	396,000
7	春日	2,420,000	2,420,000	2,156,000	1,606,000	1,034,000	462,000
8	東香里	2,398,000	2,398,000	2,156,000	1,650,000	1,122,000	550,000
9	山之上	3,564,000	3,564,000	3,190,000	2,354,000	1,540,000	726,000
10	桜丘	3,124,000	3,102,000	2,860,000	2,178,000	1,474,000	792,000
11	桜丘北	1,628,000	1,606,000	1,408,000	1,034,000	638,000	264,000
12	明倫	1,232,000	1,232,000	1,100,000	792,000	528,000	242,000
14	中宮	2,618,000	2,574,000	2,222,000	1,628,000	1,012,000	440,000
15	山田	1,452,000	1,496,000	1,364,000	1,012,000	660,000	352,000
16	山田東	1,650,000	1,650,000	1,518,000	1,122,000	726,000	330,000
17	交北	1,540,000	1,540,000	1,342,000	902,000	528,000	176,000
18	田口山	1,914,000	1,892,000	1,716,000	1,276,000	858,000	418,000
19	西長尾	1,870,000	1,870,000	1,672,000	1,210,000	748,000	264,000
21	磯島	1,496,000	1,474,000	1,320,000	902,000	528,000	198,000

22	殿一	1,100,000	1,144,000	946,000	814,000	484,000	198,000
23	小倉	2,376,000	2,398,000	2,134,000	1,606,000	1,056,000	506,000
24	殿二	2,200,000	2,222,000	2,002,000	1,540,000	1,056,000	550,000
25	招提	1,430,000	1,408,000	1,276,000	946,000	616,000	330,000
26	平野	2,046,000	2,046,000	1,826,000	1,386,000	946,000	440,000
27	牧野	2,200,000	2,178,000	1,958,000	1,298,000	660,000	66,000
28	西牧野	1,144,000	1,122,000	1,012,000	770,000	528,000	242,000
29	樟葉	2,376,000	2,398,000	2,156,000	1,826,000	1,254,000	528,000
30	樟葉北	2,156,000	2,134,000	1,936,000	1,474,000	968,000	484,000
31	樟葉南	2,750,000	2,772,000	2,442,000	1,672,000	1,012,000	374,000
32	船橋	2,376,000	2,398,000	2,156,000	1,628,000	1,034,000	506,000
33	樟葉西	1,892,000	1,826,000	1,650,000	1,254,000	836,000	396,000
34	津田	2,530,000	2,552,000	2,288,000	1,672,000	1,056,000	440,000
35	津田南	2,816,000	2,838,000	2,552,000	1,958,000	1,320,000	682,000
36	氷室	2,882,000	2,904,000	2,618,000	1,958,000	1,298,000	638,000
37	菅原	2,618,000	2,596,000	2,310,000	1,738,000	1,122,000	528,000
38	長尾	3,102,000	3,102,000	2,860,000	2,200,000	1,496,000	770,000
39	菅原東	4,554,000	4,598,000	4,136,000	3,146,000	2,134,000	1,100,000
40	藤阪	2,024,000	2,024,000	1,848,000	1,430,000	990,000	594,000
41	五常	1,540,000	1,562,000	1,364,000	990,000	616,000	242,000
42	開成	1,298,000	1,320,000	1,144,000	770,000	462,000	176,000
43	香里	2,794,000	2,772,000	2,442,000	1,760,000	1,100,000	396,000
44	川越	1,012,000	990,000	858,000	660,000	440,000	198,000
45	香陽	2,420,000	2,420,000	2,156,000	1,562,000	1,056,000	506,000
46	禁野	1,584,000	1,628,000	1,474,000	1,012,000	748,000	374,000

(後期の申込み)

第 14 後期に交付の申込みがなされた新設にあつては、当該年9月 30 日時点の各支部の予算の残額の合計額内で、交付の申込み順とする。

(補足)

第 15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- (1) この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) この要領の規定は、要領の施行の日以後に行われた補助対象行為について適用する。